

事例 8

ご加入時に正しい告知を いただけなかった場合

ご加入時に故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となります。



加入前の「高血圧」での通院について、告知書で正しく告知のうえ加入し、加入1年後に「高血圧」とは医学的に関係のない「胃ガン」で入院し、その後死亡した。

○ ご加入にあたって告知義務違反がないため、入院給付金、死亡保険金などをお支払いします。



加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入し、加入後1年以内に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝ガン」で入院し、その後死亡した。

❗ 当該被保険者さまに関する部分は告知義務違反により解除となり、死亡保険金、入院給付金などもお支払いできません。

解説

■ ご契約にご加入いただく際は、そのときの被保険者さまの健康状態について、正確に告知していただく必要があります。

■ 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約または特約の責任開始期（復活されている場合は復活の際の責任開始日）から一定期間^(注)以内であれば、保険金、給付金をお支払いできなかったり、また、ご契約または特約の当該被保険者さまに対する部分が解除となることがあります。

※ 責任開始期から一定期間^(注)を経過していても、責任開始期から一定期間^(注)以内に保険金、給付金のお支払い事由が発生しているときは、同様に保険金、給付金をお支払いできなかったり、また、ご契約または特約の当該被保険者さまに対する部分が解除となることがあります。

※ 保険金、給付金のお支払い事由が、解除の原因となった事実によらない場合は、保険金、給付金をお支払いします。

(注) 一定期間…

疾病入院・手術保障特約付集団扱定期保険、団体信用生命保険では「2年」

団体定期保険、総合福祉団体定期保険、(無配当)医療保障保険(団体型)では「1年」

主な対象商品

本誌掲載全商品

⚠️ ご注意いただきたいこと

1つの事例で「お支払いできる場合」に該当しても、他の事例で「お支払いできない場合」に該当することがあります。そのときは、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。